

## ○出納員への事務委任について

<b>制定</b>	昭和58年11月14日	告示第6号
<b>改正</b>	平成3年5月7日	告示第3号
	平成5年4月1日	告示第11号
	平成7年11月1日	告示第10号
	平成10年1月29日	告示第1号
	平成11年4月12日	告示第3号
	平成13年9月1日	告示第8号
	平成19年4月1日	告示第3号
	平成24年3月30日	告示第4号
	平成25年4月1日	告示第4号
	平成27年3月27日	告示第4号
	平成28年2月24日	告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第4項の規定に基づき，豊中市伊丹市クリーンランド会計管理者の権限に属する事務のうち，次表右欄に掲げる事務をそれぞれ当該左欄に掲げる出納員に委任させた。

委任を受けた出納員	委 任 事 務
総 務 課 長	1 総務課における行政文書の写し等の作成及び行政資料等の複写に要する費用の収入事務
再資源・搬入課長	1 ごみ処理場の搬入ごみの有価物売却代金の収入事務 2 ごみ処理場のごみ処理施設使用料の収入事務